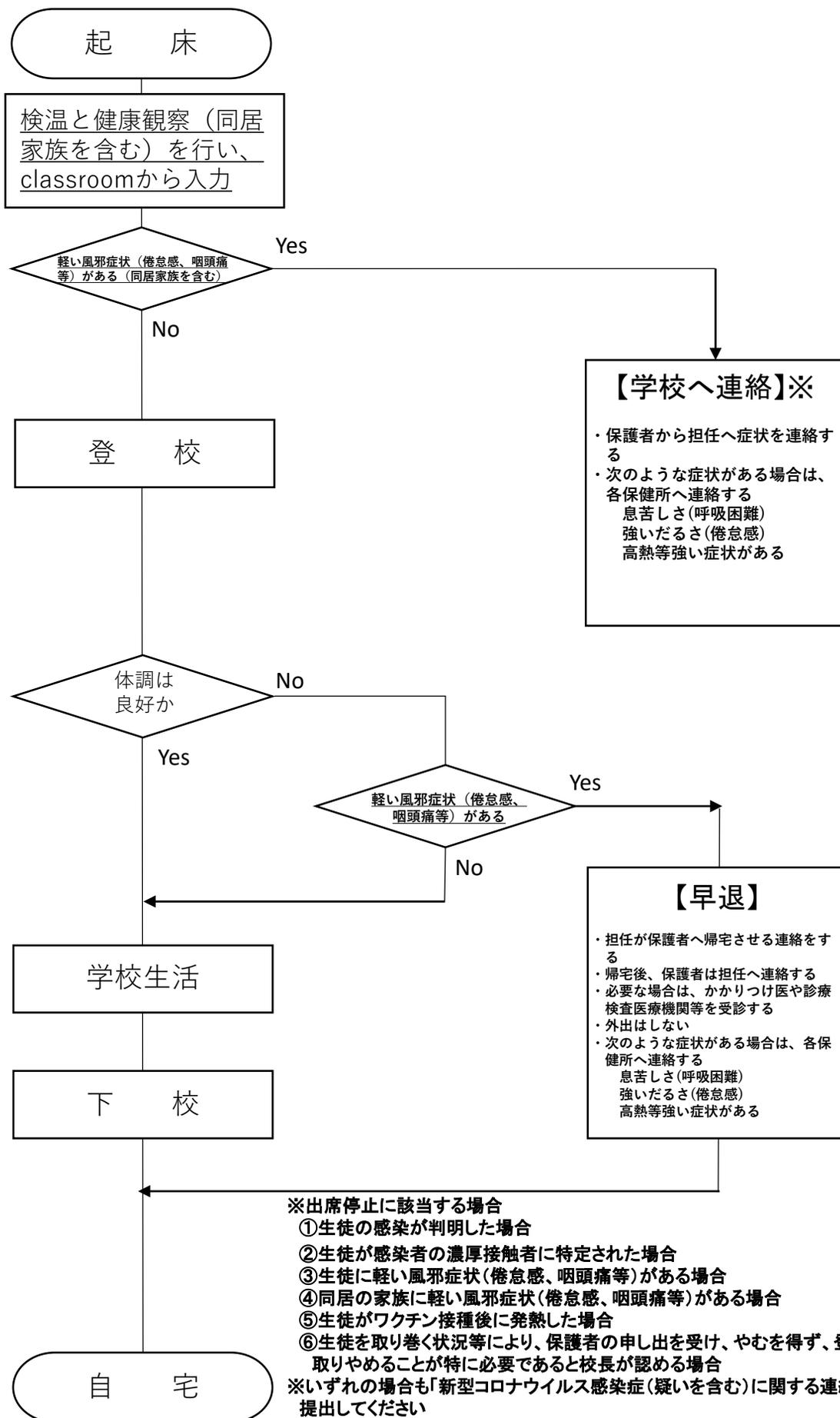


新型コロナウイルス感染拡大予防に係る  
健康観察の手順について

R4.1.14施行



※出席停止に該当する場合

- ①生徒の感染が判明した場合
- ②生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- ③生徒に軽い風邪症状(倦怠感、咽頭痛等)がある場合
- ④同居の家族に軽い風邪症状(倦怠感、咽頭痛等)がある場合
- ⑤生徒がワクチン接種後に発熱した場合
- ⑥生徒を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合

※いずれの場合も「新型コロナウイルス感染症(疑いを含む)」に関する連絡票を提出してください

※本人・同居の家族がPCR検査を受け、結果が出るまでの期間を含む